

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、労働基準局長から平成〇年〇月〇日付けでじん肺管理区分「管理3」との決定を受け、平成〇年〇月〇日には「肺結核」の合併症が確認され、A疾患センター及びB病院において加療した。その後、平成〇年〇月〇日付けでじん肺管理区分「管理4、PR4」の決定を受け加療を継続していたところ、食欲不振、全身倦怠感、脱水、焦燥感といった症状が出現したため、平成〇年〇月〇日C病院に入院し、同年〇月〇日死亡した。C病院医師作成の死亡診断書の直接死因は「誤嚥性肺炎」、直接死因の原因は「腸閉塞」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 主治医であるD医師は、被災者の死因について平成〇年〇月〇日付けの意見書で、「腸管蠕動運動低下による嘔吐後の誤嚥性肺炎」と述べ、また、同医師は同意見書で死亡の原因について「珪肺、肺結核と被災者の誤嚥性肺炎に関しては因果関係は低いと思われる。」と述べている。

(2) また、E医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書で、「平成〇年〇月から結核の再燃で化学療法が行われ、同年〇月には右気胸を併発したが、気胸は翌日には改善、回復し、呼吸器科的には経過良好であった。また、CRP高値とX線画像悪化については、結核菌以外の細菌の混合感染である可能性が高い。その一方、平成〇年からうつ症状、認知機能低下は進行し、錐体外路症状が出現し病状は急速に悪化し入院した。死亡前の嘔吐、腸閉塞症状については、服用していた薬物（リーマス、デパゲン）の副作用や認知症に伴う自律神経症状の可能性を完全に否定できないが詳細は不明である。結果的には、嘔吐した吐物の誤嚥による窒息や吐物による炎症性肺炎により死亡したと考えられる。」と述べている。

(3) 当審査会としては、請求人らの主張、被災者の病状経過及び医証等を再度精査検討したが、F医師の意見を踏まえたE医師の意見は妥当であり、死亡前の被災者のじん肺症及び合併症は安定しており、じん肺以外の他疾患により死亡したとするのが相当であると判断する。したがって、被災者の死亡とじん肺症及び合併症との間に相当因果関係は認められないと判断する。

#### 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬

祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。